

平成 21 年 3 月 6 日

美原 融

### PFI 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方

- ✓ P1：内容の第 4 章のタイトル変更に伴い、目次も修正が必要（「紛争解決」「紛争解決手続」）
  
- ✓ P26 4、(1)2 行目
  - 「何を補償すべきかをそのルールについて精査した上で、補償の対象項目及び算定方法を明確に規定する」
  - 「何を補償すべきかの規範のあり方を慎重に検討した上で、補償の対象項目及び算定方法を明確に規定する」
  - （理由）
  - 「ルールについて精査する」とはわかりにくい表現で何を意図しているのか理解できない。この場合の「ルール」とは？また、具体的に何か実例などを調べて「ルール」を精査するということか？「あるべき姿～ルール？～を慎重に検討したうえで」という意味あいか？
  
- ✓ P32 注 30
  - 「特に DSCR やデット・エクイティ・レシオ等の数値基準・・・」
  - 「特に財務制限条項、例えば DSCR やデット・エクイティ・レシオ等の数値基準（DSCR,・・・に関しては・・・ガイドライン P を参照）」
  - （理由）
  - 専門家は理解できるが、公的主体一般はどうか。過去のガイドラインで参照・解説された箇所を明記すれば理解しやすくなる。DSCR はあるが、デット・エクイティ・レシオの解説はあるか。なければ本来単純に解説するか、省いた方が理解しやすいと思うがどうか。

### PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方

- ✓ P22 留意点、4 行目

「特に民間事業者が従来運営を行った経験のない事業分野・・・」

「特に民間事業者が関連するサービスを担った経験のない事業分野・・・」

(理由)

「運営」がおかしなニュアンスとなるのは、本来現行制度上民間事業者が「刑務所」を「運営」することはありえないし、当初から想定できないため。原文のままでは「運営できるのだが従来行った経験はない」という意味合いに捉えかねられない。[運営]という用語が使い方次第では誤解を招くという意味で別の箇所で修正している以上、類似的な配慮が必要であろう。